

～国際研修～

第1回ネパール本邦研修 ～ネパール裁判所能力強化プロジェクト～

国際協力部教官
横幕 孝介

第1 はじめに

2013年12月10日（火）から同月20日（金）まで、独立行政法人国際協力機構（JICA）東京センターほかにおいて、カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事を団長とする研修員20名を対象に、ネパール裁判所能力強化プロジェクト第1回本邦研修（以下「本研修」という。）が実施された。

第2 本研修の背景

ネパールでは、現在、法制度の抜本的な近代化¹とともに、「訴訟遅延」や「不処罰（impunity）」が重大な問題となっており、これが国民の司法に対する信頼を損ねる原因となっている。そこで、JICAは、ネパール政府の要請を受けて、2013年9月から、新たにネパール最高裁判所を主な実施機関として、事件管理能力の強化や司法調停の活用を通じて裁判所の紛争解決能力の向上を図り、国民の司法に対する信頼の回復を目指す「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」²を開始した。

¹ 19世紀に制定された「ムルキ・AIN法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法を包摂する基本法典）の分割・再編纂作業。同作業については、2011年に民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法等の草案が制憲議会に提出され、一応終了している（法案未成立のまま2012年5月に制憲議会が解散され、2014年1月20日現在、制定に至っていない）。

² 本稿では、略して「ネパール裁判所能力強化プロジェクト」と記載している。同プロジェクトの詳細は、ICDNEWS 第57号、当部三浦康子教官「ネパール裁判所

同プロジェクトは、①民事事件管理、②刑事事件管理、③司法調停の3つのテーマを柱とするものであるが、その開始に当たっては、かねてネパール側から、今後この3つのワーキング・グループが行う活動について、ワーキング・グループメンバーが具体的なイメージを持つ手助けとするとともに、より多くのネパール司法関係者が日本の実務のイメージを共有できていることがいずれ改善案を全国的に展開する上でも役に立つであろうとして、できるだけプロジェクト開始後早期の段階で、かつ、できるだけ多くの司法関係者に、広くこれらのテーマに関連する日本の裁判実務を見聞する機会を提供してほしいとの要望が寄せられていた。

そこで、同プロジェクト開始直後のタイミングで、まずは日本における一般的な民事・刑事事件の迅速な処理に向けた制度、運用における裁判官や書記官らの取組、調停に関する制度や関係者の取組等を学ぶ機会を提供することで、早期においてこれら日本の制度等の有用性に対するワーキング・グループメンバーの理解を促進し、今後のプロジェクト活動に役立てることを目的として、本研修を実施することとした。

プロジェクト（事件管理及び司法調停）のご紹介」を参照されたい。

第3 研修の概要

本研修プログラムは、大きく分けて、①講義、意見交換、②裁判所訪問、③研修生による発表で構成されている。研修員の内訳は、最高裁判所判事2名を含む裁判所関係者16名、検事総長府検事1名、弁護士会関係者3名（いずれも弁護士）である（研修員及び研修日程の詳細は別添資料のとおり）。また、本研修には、昨年9月から長期専門家としてネパールに派遣されている石田真人専門家及び社本洋典専門家らに御帶同いただいた。

日本側からは、講師として、同プロジェクトアドバイザリーグループ委員を務めていただいている吉野孝義大阪大学大学院高等司法研究科客員教授、稻葉一人中京大学法科大学院教授をお招きしたほか、意見交換会では、日本弁護士連合会から松田幸子副会長、古賀政治裁判迅速化法問題対策委員会事務局次長、市野澤要治民事裁判手続に関する委員会事務局長らに御出席いただいた。また、裁判所訪問では、最高裁判所、東京高等裁判所、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま家庭裁判所越谷支部及び越谷簡易裁判所を訪れ、表敬訪問のほか、裁判実務を見聞する機会をいただいた。

第4 研修の内容

1 講義、意見交換

（1）「日本の民事手続概略、調停制度概略」

当部三浦康子教官から、裁判官としての実務経験を活かして、訴えの提起から判決に至るまでの日本の民事訴訟手続の一連の流れ、日本における調停の類型や調停委員の構成、調停手続の流れ等について講義が行われた。講義では、貸金返還請求事件の第一審訴訟模擬記録の調書、書証目録、宣誓書、郵便送達報告書、当事者への事前質問表等の各書類（いずれも英訳したもの）にも触れられ、研修生は、各手続の概要に加え、事件を管理する上で使用されている書類の具体的なイメージ

も抱くことができたようであった。研修生からは、管轄や事件配点、証人の出廷確保の方法、不服申立て期間の制限等に関する質問が出されたほか、調停については、ネパールの司法調停では調停人のみが関わり、裁判官は関与しないことから、同一の裁判官が同じ事件の訴訟と調停を担当し、裁判官と調停委員が一緒に調停に関わる点において、日本の制度に驚きを感じたようであった。

（2）「日本の刑事手続概略と迅速化への取組」

廣瀬裕亮国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）教官から、三権分立に基づく日本の裁判所の構成、当事者主義、予断排除の原則、立証責任、伝聞法則等の刑事訴訟法における諸原則のほか、証拠の厳選、積極的な証拠開示、公判前整理手続の導入等の刑事裁判の迅速化に向けた取組等について、同じく裁判官の実務経験を活かした講義が行われた。研修生からは、「弁護人の立証に時間的な制約はあるのか。」といった質問が出されたほか、一般の国民が参加しながら同時に迅速な裁判をも実現しているとして日本の裁判員制度に強い関心が向けられ、裁判員制度の仕組みや内容についての質問が多く寄せられた。このほか、ネパールでは、共犯事件では未検挙の共犯者も含めて起訴され、当該共犯者が検挙されるまで裁判が延期される扱いとなっており、それが公判の進行を妨げる要因の一つにもなっているとの問題意識から、共犯事件の場合の公判審理の進め方についての質問が出されるなどした。

（3）「民事事件における裁判の迅速化」

吉野先生からは、裁判官としての豊富な実務経験を基に、日本における民事訴訟実務の改善の歩みとして、1891年の旧々民事訴訟法の施行以降、日本の民事裁判において、迅速で充実した審理を実現するため、これまで様々な運用上の工夫や法改正による改善が重ねられてきた経緯とその背景について御講義いただいた。研修生は、日本の法

制度が、欧米の法体系の影響を受けながらも、日本社会の伝統や慣習に適合するよう独自の法体系を構築、発展させてきた経緯に強い感銘を受けたようであり、「ネパールの制度の改善に当たっても、単に外国を真似るだけでなく自国に合う制度にしたい。」との意見が聞かれた。また、訴訟進行に関する早期の情報入手、難易度に応じた的確な事件の振り分け、争点と証拠の整理、集中的な証拠調べ等の運用レベルでの改善が裁判の迅速化に大きく貢献したことも印象に残ったようであり、それらが必ずしも法改正を伴わずに可能な点で参考になったとの感想も寄せられた。

(4) 「調停人に対するトレーニング」

稻葉先生からは、裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution)の専門家という立場から、和解や調停といった司法型ADRの沿革と、我が国の司法制度改革に伴う民間型ADRの数々の試み、両者の比較等に触れながら、紛争当事者である人間を心理学的観点から捉えた調停の考え方、そうした考え方に基づく調停人に対するトレーニング手法等について御講義いただいた。ネパールでは、調停人の選任に当たっては当事者の意思が重視されるため、調停人の公平性に問題が生じやすいとのことであり、その点で、裁判所が調停委員を指名することで公平性が担保されうる日本の制度に研修生の関心が寄せられた。また、今後司法調停制度を普及させていく前提として、ネパールでは調停人の不足とその育成も大きな課題となっており、研修生からは、調停人に対する一般的な研修制度、具体的なトレーニングプログラム、調停人に対する評価の仕組み等、調停人の質を確保するための方策にも強い関心が寄せられた。

(5) 日本弁護士連合会との意見交換

冒頭に松田副会長から御挨拶いただいた後、市野澤弁護士及び古賀弁護士から、日本の民事裁判

が迅速化された過程においては、当事者の代理人である弁護士の意識改革が図られ、弁護士もその実現に協力してきたこと、弁護士会においても模擬裁判等を通じて争点整理のための独自の研修を行っていることなど、弁護士の立場からみた事件管理について御説明いただき、引き続き、研修生との間で意見交換が行われた。研修生からは、「弁護士の怠慢とはどのようなケースか。怠慢があつた場合、どのような制裁が課せられるのか。」との質問が出るなど、刑事事件と同様、当時者の訴訟活動が裁判の進行の遅れの原因となるような場合の対応に関心が寄せられたほか、専門家を証人として活用する際の留意点等についての質問も出された。また、研修生からは、弁護士は、当事者の代理人としての責任と同時に、円滑な司法の遂行に対する責任をも有する立場にあるとして、改めて法曹三者が一体となって協力していく必要があるとの認識を示す発言もなされた。



講義の様子

2 裁判所訪問

(1) 最高裁判所

最高裁判所では、金築誠志最高裁判所判事への表敬訪問の後、最高裁判所の位置付け、構成、年間の上告数、司法行政事務等の概要について御説明いただき、その後、小法廷及び大法廷を見学させていただいた。ネパールでは、最高裁判所の未処理事件数も少なくなく、研修生は、ベテランの

裁判官が調査官として最高裁判所判事の仕事を支える仕組みや、大法廷と小法廷で扱う事件を分ける仕組みに关心を持って聞いていた。

(2) 東京高等裁判所

東京高等裁判所では、山崎敏充長官への表敬訪問のほか、民事部の業務の概要を説明いただき、裁判官の執務室、ラウンド法廷等の施設を見学させていただいた。執務室では、刑事事件の控訴事件記録に触れさせていただく機会もあり、研修生からは、第一審から控訴審まで、日本の刑事裁判手続がどのような書類によって進められているのか具体的にイメージすることができて参考になつたとの感想が寄せられた。また、日本の和解制度について、同じ裁判官によって裁判と和解の手続が進められる点、一方当事者が不在の場で他方当事者と話をする機会がある点に特に关心が示され、そうしたやり方が機能している背景には弁護士の裁判官に対する信頼の高さがあるのだろうとして、改めて日本の裁判官の廉潔性に感銘を受けたようであった。

(3) 東京地方裁判所

東京地方裁判所では、小池裕所長への表敬訪問のほか、民事裁判傍聴、清水響民事部総括裁判官ら裁判官との座談会、訟廷事務（事件係、記録係）についての概要説明等をいただく機会を得た。研修生からは、裁判官の専門性を高めるための工夫、争点整理手続の進め方、合議体の際の各裁判官の役割、期日間における書記官の役割、書記官の資格や研修制度等について質問が出された。また、「いい裁判は、いい裁判官、書記官、事務官が揃って初めて可能になる。」「いい裁判はいい弁護士から生まれる。」といった話に深く納得する様子を示し、「そうした指摘がなされること自体が日本の司法が非常にうまく機能していることを表しているのだろう。」との感想も寄せられた。

(4) 横浜地方裁判所

横浜地方裁判所では、市村陽典所長への表敬訪問のほか、刑事裁判傍聴、裁判員裁判用法廷、刑事事件受付兼令状事務室、裁判官の執務室、書記官室等の見学、訟廷事務（事件係、令状係、記録係）、公判前整理手続等に関する概要説明、市村所長ら裁判官との座談会の機会等をいただいた。研修生からは、刑事裁判の処理の迅速さに驚きが示されるとともに、「迅速な裁判を実現するためには、数ある中から本当に必要な争点や証拠が何なのかを吟味することが大切である。」との指摘に共感が示され、そのために導入された公判前整理手続の内容等に強い関心が寄せられたほか、効率的な事件処理の方策として、ネパールにはない日本の略式手続の制度にも関心が向けられた。

(5) さいたま家庭裁判所越谷支部・越谷簡易裁判所

越谷簡易裁判所では、簡易裁判所業務の概要説明、民事裁判傍聴、執務室見学を、さいたま家庭裁判所越谷支部では、小原春夫支部長による家裁業務の概要説明、裁判官室、調停室等の施設見学、裁判官、家裁調査官、書記官、調停委員らとの座談会の機会等をいただいた。簡易裁判所では、職員が窓口で一人ひとりに丁寧に対応している様子や本人訴訟のために各種手続書類の雛形が完備されている点について、一般国民が自分でも訴訟を起こせるような司法サービスの在り方として是非参考にしたい旨の感想が聞かれた。また、調停委員の資質、選任方法、研修制度等について質問が出たほか、日本の家事調停においては、裁判官や調停委員だけでなくネパールにはない家裁調査官の存在も大きな役割を果たしていることに関心が寄せられた。

3 ネパール側発表

研修の終わりには、ネパールの課題に照らして本研修で得たことをテーマに、研修生による発表の機会を設けた。民事及び刑事事件管理においては、個々

の裁判官において事件管理の能力を高める必要性、裁判所職員や弁護士ら関係者との協力の重要性、期日前の準備の重要性等について、司法調停においては、調停の積極的な活用、調停人の選任等への裁判所の積極的な関与、様々な経験を有する調停人の確保の重要性等について指摘がなされた。準備時間が乏しい中、各プログラムで提供した日本の制度等の有用性に対する理解を前提としつつ、ネパールの立場をも反映させたものとなっており、ネパールの司法関係者の能力の高さをうかがわせるものであった。



研修員による発表の様子

第5 所感

全日程を通して、研修生は意欲的に研修に取り組み、いずれのプログラムにおいても、それぞれの立場から活発な質疑・意見交換がなされ、少しでも多くの日本の制度や運用に関する知識を吸収しようとする態度がうかがわれた。ネパールでは、2012年5月に制憲議会が解散されて以降、国内に議会が存在せず、本研修直前の昨年11月によくやく制憲議会選挙が実施されたところであるなど、国内は依然混乱の中にある。母国がこうした状況にある中、今回の研修生が少しでも早く自国の司法制度を改善したいという思いで本研修に参加してくれたことに、まずは敬意を表したい。プロジェクト開始直後ということに加えて上記の選挙情勢等も反映し、現地での活動体制が十分に整わない状況で本研修を迎えるに至った面も否定はできないが、本研修の位置付けに照

らせば、初期の段階で、最高裁判所を頂点とする日本の各裁判所を訪問して実際にその業務等を見聞し、日本の実務家の方々と活発な意見交換を行うことができたこと、その結果、実際に日本の各制度や運用の有用性に対する理解を深めることができたこと、ワーキング・グループメンバーら今後プロジェクトで関係が続くであろう研修生らとの友好な関係をこの段階で築けたことは、大きな成果であったと考える。改めて、本研修の内容が今後本格的に始まるワーキング・グループにおける課題の洗い出しや選定、改善案の検討作業など、ネパールでの具体的なプロジェクト活動において役立つことを期待したい。

第6 終わりに

年末の多忙な時期に講師等を引き受けていただき、研修中も様々な有益なアドバイスをいただいた先生方、関係者を含め総勢30名近い大所帯であったにもかかわらず、各訪問を快く引き受けていただき、受け入れ準備等の多大な労力をおかげした裁判所関係者の皆様、直前に迫っての依頼を御快諾いただいた日弁連の皆様、通訳等でお世話になった研修監理員の池田美智子氏及び中野綾子氏、研修生に近い立場で本研修をサポートいただいた石田及び社本専門家ら、本研修の全ての関係者の方々に改めて深くお礼を申し上げ、本研修報告の結びとさせていただきたい。どうもありがとうございました。

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第1回本邦研修日程表

月 日	曜 日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
12 ／ 10	火	JICA オリエンテーション (11:00～) JICA-TIC	国際協力部 オリエンテーション (14:00～) JICA-TIC	ネパール発表「ネパール司法の課題(民事・刑事案件管理及び調停)」(15:00～) 大阪大学大学院高等司法研究科吉野孝義客員教授 中京大学法科大学院稲葉一人教授 JICA-TIC		
12 ／ 11	水	講義「日本の民事手続概略・調停制度概略」 三浦教官	12:15 所長主催意見交換会 記念写真撮影	講義「日本の刑事手続概略と迅速化への取組」 廣瀬教官	法総研共用会議室	
12 ／ 12	木	移動		横浜地方裁判所見学(刑事案件管理)		横浜地方裁判所
12 ／ 13	金	講義「民事事件における裁判の迅速化」 大阪大学大学院高等司法研究科 吉野孝義客員教授	JICA-TIC	最高裁判所表敬訪問		最高裁判所
12 ／ 14	土					
12 ／ 15	日					
12 ／ 16	月	東京高等裁判所・東京地方裁判所見学(民事事件管理)				東京高等裁判所・東京地方裁判所
12 ／ 17	火	移動		さいたま家庭裁判所越谷支部・越谷簡易裁判所見学(調停)		さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷簡易裁判所
12 ／ 18	水	講義「調停人に対するトレーニング」 中京大学法科大学院 稲葉一人教授	JICA-TIC	日本弁護士連合会弁護士との意見交換会 古賀政治裁判迅速化法問題対策委員会事務局次長 市野澤要治民事裁判手続に関する委員会事務局長	JICA-TIC	
12 ／ 19	木	総括質疑応答 大阪大学大学院高等司法研究科吉野孝義客員教授 中京大学法科大学院稲葉一人教授	JICA-TIC	ネパール発表 大阪大学大学院高等司法研究科吉野孝義客員教授 中京大学法科大学院稲葉一人教授	JICA-TIC	
12 ／ 20	金	評価会・修了式	JICA-TIC			

※TIC:JICA東京国際センター

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第1回本邦研修

1	カルヤン シュレスタ Mr. Kalyan Shrestha 最高裁判所判事
2	ギリシュ チャンドラ ラル Mr. Girish Chandra Lal 最高裁判所判事
3	ハリ クリシュナ カルキ Mr. Hari Krishna Karki ネパール弁護士会長
4	ドゥルガ プラサド ウプレティ Mr. Durga Prasad Upreti ジャナクブル控訴裁判所首席判事
5	シャラダ プラサド ギミレ Mr. Sarada Prasad Ghimire バグラン控訴裁判所首席判事代行
6	ダンバル バハドゥル シャヒ Mr. Dambar Bahadur Shahi バタン控訴裁判所判事
7	ナゲン德拉 ラブ Mr. Nagendra Labh バタン控訴裁判所判事
8	ラジュ ナラヤン パサク Mr. Raj Narayan Pathak 検事総長府検事
9	スニル クマル ポカレル Mr. Sunil Kumar Pokharel ネパール弁護士会事務局長
10	クリシュナ バハドゥル タバ Mr. Krishna Bahadur Thapa ダヌシャ地方裁判所判事
11	ビシュワ マンガル アトレヤ Mr. Vishwa Mangal Atreya ダン地方裁判所判事
12	バレン德拉 ルパケティ Mr. Balendra Rupakheti バクタブル地方裁判所判事
13	アチュット ビ스타 Mr. Achyut Bista カトマンズ地方裁判所判事
14	リプタ バハドゥル タバ Mr. Lipta Bahadur Thapa バラ地方裁判所補助裁判官
15	シュリー・カンタ パウデル Mr. Shree Kanta Paudel 最高裁判所事務次長
16	ラム プラサド シャルマ ガウデル Mr. Ram Prasad Sharma Gaudel 最高裁判所弁護士会長
17	ハリ ラジュ カルキ Mr. Hari Raj Karki カトマンズ歳入裁判所事務総長
18	ディル プラサド サプコタ Mr. Dil Prasad Sapkota ネパルレングンジャ控訴裁判所事務次長
19	インドラ カマル ブラダン Mr. Indra Kamal Pradhan サンクワサバ地方裁判所総務係長
20	ラジュ デュンガナ Mr. Raju Dhungana 最高裁判所総務係長